

かありませんか。

そのほかというか、いま言ったことじゃなくて、職業訓練なども入りますけれども、何かありませんか。

- さっき出ただけで、職適期間を6ヵ月から1年にしてほしい。事業主さんも、その間だけ、たとえば雇いますよね。職適関係で使いますよね。その後、たとえば1年にも満たないうちに首とか言われるケースって多いと思うんですよ。たとえば半年たたないうちに、2、3ヵ月見て、ああ、いいわって。たとえば安定所とかの人に言いますよね。そうしたら安定所の人も、何とかしてほしい。そこに、たとえば本人がいないと、事業主さんと職安の人だけで話を進められたら、受けている本人（1のA面終了）本当に、お互いに雇える状況をつくるのは国さ。

日本という国が、たとえば労働省から全国のそういう事業主ないし安定所の人に、こういうふうにしなさいという要望をしないと、いまみんなが通っている会社は危ないというので、こういう状況をみんなの口から国に要望しないと、いくら事業主、安定所に言ってもだめだし、市に言ってもだめなら、上役、国に言うしかないんですよ。だから、一生懸命言いたいのはそこなんです。僕としても。

そんなことに関して何かないでしょうか。

- やっぱり大きい会社だったら安定していいでしょう。個人でやってる会社というのはいつつぶれるかわからない。僕たちが行っている会社は大きい会社だから、給料面も安定していいし、安定所も、首になるという考えも出てこないと思うんだわ。あまりひどかったら首になるけど。
- ほかに何か。
- さっきの方が言ってましたが、やっぱり振り返すと、いまの日本は雇用条件がすごく厳しいというわけで、そのことでやっぱり仕事がないというのも困るだろうし、リストラというのが一番おっかないものだから、やっぱり何とか踏ん張って、がんばってもらえないかなって、国に、もし中小企業に資金とか与えてもらえればうれしいかなと思います。
- それ以上に国もがんばらなきゃだめだし、僕らもがんばらなきゃいけない時期ですね。いまの時期は。

ほかに何かありませんか。就労にかかわることで何かありませんか。なかったら次の議題へ進みたいと思います。いいでしょうか。

（「はい」という声あり）

- 続いて税の控除について何かありませんか。
- 税っていろいろありますよね。所得税とか住民税とか。そういうのは、たとえば作業所へ行っている人も引かれると思うんですよ。たぶん。そういう人を少しは免除とかして、年金をもらっていない人とかいたら、そういう人を少しは減免とか、少しは緩和してもらえないだろうか。手帳を持っている人でもいるんだから。年金をもらってなくて職場に通ってる人も少しは減免はしてもらえないだろうか。
- あと、何か。所得税、相続税、贈与税、住民税、利子非課税貯蓄制度、ちょっと口ごもっちゃったんですけど、何かありませんか。
- 利子非課税貯蓄制度についてなんですが、これはやっぱり何百万超えたら利子の非課税ができなくなるというのもおかしいと思います。

それはなぜかという、たとえば300万以下の話にしておきますと、300万以下だと非課税制度というのが効いて、そういうのは払わなくてもいいですよといっても、もし301万となったら払うことになるだろうし、払ってることが大変じゃないのかなと思います。

- これについて何か。
- 税で引かれるのが多いですよね。それがむだに使われているというのが多いと思います。ほかのことに関しては。よけいなものに使われているので、そういう税を福祉関係とかに回すとか、優遇してもらう。

手帳を持つてる関係の人とか、そういう人に対していろいろ使われた税が、国がたぶん税金としてよけいなものに使っているんで、そういうのは福祉というか、うちらみたい弱者に対して優遇してもらえないだろうか。

- 僕は違うんですよね。確かに税を取るのは余計だと思います。国としては。いまの政府に関しては。悪口を言っちゃ悪いんですけども。

建てるのは大切だと思います。福祉とかそういう面も。だけど、それで、関係ない話なんですけど、環境がつぶされる、木々とか林とかがつぶされるのもちょっと惜しいとは思いますが。

たとえば関係ないんですけども、確かに福祉施設、税金で建てるのも大切ですけども、いまの日本はとても緑が少ないと思います。世界もそうだし。だからといって、すぐ建てろというわけじゃなくて、政府は納得はしないと思いますけれども、僕は施設よりも緑のほうが大切だとは思いますがね。

- そのほかに何かありませんか。
- 本当に話が飛んじゃったんだけど、やっぱり税の控除について、国も国でがんばっているだろうし、よくうちらから言われるんだから、国は使いすぎだということもあるから、これはやっぱり使いすぎというよりかは、いまの日本で老人の人口が多いものだから、福祉に重点を置きたいという税がありましたね。だから、それに力を注いでいるんじゃないかなと思います。
- 僕もそう思いますけれども、たとえば関係ない話ですけども、目の不自由な方とか、税で建てる、何て言ったらいいんだろうか、福祉もそうだし、所得税とかそういう税を取ることも大切だとは思いますがけれども、確かに僕たち住民が暮らせるような地域生活の税を国には使ってもらいたい。

僕たち国民もそうだし、国の人もそうだし、だから、簡単に言うと、僕たち国民にも住みやすくできるような施設を、国の人に建ててほしいですね。むずかしいですね。こういうことは。

- 税の控除についていろいろな要望がありましたけれども、そのほかについて何か要望はありませんか。なければ、次に進んでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

- 続いて制度、手当について何かありませんか。
- 基礎年金とかいろいろ手当がありますよね。扶養手当とかいろいろ。対象者を見ると、重い人のほうが優先されるのは仕方ないというか何というかわからないんですけど、やっぱり医療費に関してはAの人としか書いていませんよね。ここで言えば。「の一部が援助される」というのは。でも、やっぱり軽い人でも、少しでもいいから援助してもらえればよいのかなと思うんですよ。
- そのほかに何かありませんか。
- さっきの人が言っていたように、医療費の免除よりか、もし入院とかしたらお金とかばかに使いますので、やっぱり1割程度の割引とかしたほうがいいですね。うちの知的障害者とか、老人の方もそうだし、それに共通して、入院費とかそういうのも1割ぐらい引けばいいんじゃないのかなと思います。
- ほかにありませんか。
- 制度、手当について、これは対象者は20歳となっているんですけど、おれはちょっと反対なんで

すよ。20歳というのは。

逆に、何と云えばいいかわからないんだけど、対象者って、体が悪い人とかいるんでしょう。体が不自由な人とかになったら。障害と関係すれば。

それだから、生まれたときからそういう人もいるんだから、そういうときからもらってもいいのかなという感じがあるんだけど。

- それはちょっと。
 - 先ほど20歳以上の年金加入者にかかわらず、障害がわかった時点で年金がもらえるようにしたいという要望が出ましたけれども、ほかに何か要望がありませんか。
 - そういうふうにしたら、たとえば小中学校でもらっている扶養手当とかが切られるというか、なくされることもあるので、やっぱり平等にできないだろうかね。お互いにもらって、片方で、障害を持っている人だけ優遇されても、片方は切られるということになるから、これは平等にならないだろうかね。
 - これはやっぱり国の方で力を入れていかなかったら、いくらここで言っても、国がしっかりしなかったら無理じゃないかなと思って。
 - ほかに何かありませんか。
 - 国にお願いしてうまくやってもらいたいと思いますよね。
 - 僕も、先ほど、前の議題に出たんですけども、伊達市の心身の重度障害、市内に住む20歳未満児の保護者もそうなんですけれども、保護者にかかわらず、在宅で住んでいる方々もいますし、20歳過ぎていて重度の人もいるので、障害児にかかわらず、20歳以上の人にももらえたらどうだろうとか、20歳以上の障害者を持っている保護者の人にももらえたらどうだろうかと思います。
 - そのほか何かありませんか。
 - 特にないと思います。
 - 制度とか手当は、まず市から道、国って段階的にいくと思うんですよね。北海道の場合としたら、市から道、道から国って。その間でたぶん踏みつぶされる、うやむやにされるというのは出てくると思うんですよ。
- 市から、たとえば道にいったときに、道がほかの事業とかそういうことを優先して、こういうことを後回しにするということがたぶん出てくると思いますね。

それをなくさないためには、こういう活動を少しずつでもいいからやっていくというのが大切かなと。まず勉強してさ。ここで言うよりも、少し勉強して、納得できるぐらいにいったほうがいいと思うんですよ。ここで言うよりは。たぶん。

- そのほか何かありませんか。なかったら、次の議題へ進んでもよろしいですか。

(「はい」という声あり)

- 続いて手帳そのものについて何か要望はありませんか。
- これは育成会とって、全国大会の本人部会の要望なんですが、療育手帳というものを全国共通にしてカード化にしてほしいということがあるんですよね。それについて何か。
- カード化ですよ。僕は全く反対なんです。カードを持ったとしても、そのカードをコンパクトに小さくするのもわかりますけど、写真も載っけますよね。それをなくした場合どうなるか。パスポートサイズってわかりますよね。これよりもちょっと小さいやつ、せっかくちゃんと注意事項というのもあるんですから、皆さんもたぶん暇なとき見るかもしれないけれども、いろんなところがあるんですから、こういう手帳をもっと活用してほしいと思います。カードというのとちょっとひっかかります。

- それはそうなんだけど、これはやっぱり育成会の全国大会の本人部会という会がありまして、その決議文というやつですよ。カード化にしてほしいという要望があったんですよ。自分としても、注意事項とか、これに書いてありますように、何々割引とか、そういう判こがありますよね。その証明になるものがやっぱり欲しくて、小さくするんだったら、さっきの方が言っていたようにパスポートサイズにしたほうがいいんじゃないかなと思いますけど。
- いまの方々の意見なんですけど、確かにそうなんですけど、持っていても中を見ない人がいます。そして、書いてあることがわからない。むずかしすぎる。本人にわかりやすい言葉で載っていないというのが、カード化にしてもらいたいときの反対意見なんですよ。
先ほど言っておられた方はカード化は反対。確かにそういう人もいるし、賛成の人もいますけど、根本的にこの手帳自体、中身を変えないとそこまでいかないと思うんですよ。中に書いてあることがわかりやすく、使っている人が本人、また、持っている親御さんもわかるように文章を変えてもらわないと、持っている意味がないと思うんです。
- ただの手帳になることになりますよね。
- 目の見えない人もいるから、ちゃんとこういう手帳に沿ったものを持たせてほしいということですね。
- 点字とか。
- ほかに何かありませんか。
- 手帳に書いてあることで載っていない部分が多い。こういうことに利用できます、一部分しか書いていけませんので、載せてもらえばいいかなと思います。手帳に余分な部分、メモ書きとかの部分が多いので、そのページをちょっと少なくして、そういう部分を載せて、そういう部分で何とかうまく手帳を改善してもらえないだろうかかなと思います。
先を見据えた形のほうがいいと思います。いまカード化というよりも、手帳自体を根本的に変えたほうがいいと思います。カード化というよりも、中身を変えてやったほうがいいと思います。
- 僕も同じ意見ですね。メモばかりにこだわりすぎているんじゃないか。もっと大切なことを見やすく、そしてわかりやすく、みんなに見てもらうんだから、北海道の人たち、全国の人たちもそうだし、そんなものですから、もうちょっと大切なことを見やすく、わかりやすく、そしてちゃんと載せてほしいと思います。
- 同じ意見です。僕もさっきそれを言いたかったです。
- 逆に、今度使う人たち、たとえばバスに乗る人、バス会社、旅行関係とかそういう人に対しての、相手側にも、この手帳を見せたら半額なり1割なりということも伝えたほうがいいと思います。いきなり見せても、「何、これ」って言われるよりも、利用される側にもそういうことをキチッと通達か、そういうのを流したほうがトラブルの原因にはならないと思います。
- ほかに手帳について何かありませんでしょうか。手帳についてこうしてほしいとか、何かありませんか。カラーを変えてほしいとか。
- それはさっき言おうと思っていました。
- 黄色じゃなくて、北海道は北海道らしく、緑がいっぱいありますから緑にしてほしいとか。
- そうなんだけど、色、大きさを統一してほしい。たとえばこれを持って行って東京で使ったら使えないということとかあるので、色を統一して見せれば、たとえば使えるということにしてもらえばいいかなと。色分けしたら、また最初に戻っちゃうという可能性も出てくると思うんですね。
- やっぱり療育手帳という一本化したらいいいんじゃないのかなと思います。全国共通で、しかも療育手帳となれば、色は1色にして、あとは全国共通に。

たとえばこの手帳を見せてくださいと言われたときに納得できるような、そういう手帳になってほしいなと思います。

- 療育手帳なんだけれども、北海道の場合は「北海道」とここに書いていますよね。これを省いて「全国共通」と書いたらどうでしょう。共通の色で「全国共通」と書いたら全国でも使えるんじゃないかなと思ったりして。
- 北海道は黄色い手帳って決まっているんだけど、やっぱり都道府県はつけたほうがいいんじゃないのかなと思います。
- コイズミ君が言っているのは、これは道で発行しているんですよ。ここをなくした場合はどこの発行か、どこから来たのかというのがわからないんですよ。かえって逆に。
- これをやめて「全国共通」ってしたらどうなんだろう。
- たとえばこれを見せますよね。どこの出身かわかりませんよね。
- 北海道を省いてみたらどうなると思う。
- ちょっとわからない。どこの人かわからない。(1終了)
- 北海道は北海道で発行しているからという証明がないと、どこで発行したかというのがわからないんですよ。
- たとえば北海道の人が沖縄県に行ったとする。おまけに、この手帳の「北海道」の字がなくなる。それがどうなるかというのが問題だよ。あれ、あの人どこの人だべって、そういう感じがするよね。単なる旅行者だろうという感じがするんだよ。やっぱり都道府県はつけたほうがいいんじゃないのかなと思います。
- 僕は「北海道」のままでいいと思いますね。都道府県だと逆にややこしくなって。ここは道ですよ。北海道だから「北海道」とちゃんと下に書いてありますから、療育手帳もいろんなものに役立っているんだから、「北海道」にしてほしいです。
あと何かありませんか。
- 療育手帳のことなんですけど、いまの療育手帳って安い感じがするんですけど、もうちょっとお金をかけて立派なものにすればいいなと思うんですけど。
- 勉強会をしたときに、洗濯してボロボロになったとか、外れたということもあるので、もうちょっと丈夫にしてほしいということですね。
- たとえば間違って洗濯してしまってもちっとやそっとじゃ破けないような、いまは再生紙とか何かありますよね。そういうやつを頑丈に、リッチというか、わからないんだけど、もうちょっとぜいたくに金をかけてしてほしいということですね。
あとほかに何かありませんか。
- 汚れが目立たないように色を変えてほしい。何回も使っているけど、だんだん汚くなったら困るから。
- でも、カバーをかければいいと思うので。こういうサイズがあるかちょっとわからないんですけど。
- ある。カバーというのを売ってるんです。
- でも、ここでもはがれたらどうなんだろう。
- そのカバーというの、こことここ一緒に差すようになっています。
- こういうふうに使っているうちにだんだん破けてきてね。おれの場合は。
- 僕も使っていてそうなります。
- こういうふうにならないようにキチンとしてほしいというのがこの方の意見なんです。

- 手帳を頑丈にしてほしいというんでしょうね。やっぱりボロが出たり、そういうふうになったら困るというわけですね。
- ある人は、たとえばその方の持つてるスケルトンみたいな形で、名前と顔写真としか持っていない人もいます。自分を証明するには。そういう人もいるので、やっぱりキチッと、丈夫で使いやすく、中身が濃く、わかりやすいような手帳にもうちょっとしてほしいということです。
- ほかに、同じ意見だとか、いや、私はこう違った意見を持っているという人はいませんか。手帳について。
何も恥ずかしがらず、よけいなことを言いますけれど、声だけでやるんですから、どんどん要望を言ってください。
- さっきの人が言った、手帳を丈夫にしてというので、いいことだと思います。
何でかというのは、使っていてなくしたことがありますものね。名前も証明になるけど、中身も何もなく、証明になるものはなくなっちゃうものね。写真も。そのときに困るんですね。どこに持っていかかわからないということが。
それで、丈夫にしてもらえば破れないし、もしくは落としても、ほかの人が拾っても、ちゃんと住所の部分に持っていってくれるということもありますよね。だから、やっぱり中身も丈夫にしてもらいたいと思います。僕も同じ意見です。
- 1つ大事なことなんですけど、なくしたときにどこに届け出ればいいのか。
- 僕、療育手帳をなくしたときがありまして、手続きがありました。僕、そのとき番号を覚えていて、ここの通勤センターの職員に「療育手帳をなくしたんだけどどうすればいいの」って。「番号ぐらい覚えてるよね」ということで、それをしゃべったら手帳を再発行できる。
- お金がかかりましたか。
- それはわからないんですけど。
- なくしたときにどこに届け出ればいいのか。たとえばうちの場合、通勤寮とか、そういう関係に出ている人はいいんですけど、在宅で持っている方がどこに届け出ればいいのか。親自体もわかってないと困りますよ。なくしたときに悪用されないかどうか。そういうことも考えて、管理の問題も。たとえば通勤手当は一括してもらうんですけど、たとえば在宅関係で持っている人とか、そういう根本的な問題も出てくると思います。
- こういうふうに住所って入っているでしょう。通勤センターの住所。本人って書いて、住所が入っているでしょう。そのときには戻ってくるよね。
もしこれもないと、そうなった場合、番号も忘れたとなったとき本当に困るものね。発行してくれるか、してくれないか、それが問題だと思います。
- たぶん再発行はしてくれると思います。もらったから。
- 番号を忘れたという場合は。
- たぶんこういう関係の人は控えていると思うんですよ。通勤寮とか、たぶん番号は控えていると思います。本人が忘れたとしても。だから安心なんですけど、在宅で持つてる人はどうなりますか。
- 戻ってこないね。
- 発行してもらえないかどうかかわからないでしょう。在宅で持っている人は、親がしっかりしていないと困ると思います。本人が番号を覚えていても、忘れたときに。在宅で、親も周りの人もキチッと理解してくれないと、こういうのは絶対、発行とか、そういうのは認められないと思います。それに関して皆さんどう思いますか。

- やっぱり手帳を悪用してはダメなものだから、そういうふうには、さっきの人が言っていたようにすればいいんじゃないのかなと思います。

私のメモの蘭に書いてありますのは、「再発行」と、ちゃんとこのように書いてあります。ちゃんと赤い判こで「再発行」と書いてあります。

- そして、もしか手帳を落とした。悪い人が拾った。知らないうちに何百万借りてたということもあると思います。
 - それはないと思いますよ。
 - ないと思いますけど、顔と一致している人がいると悪用して、半額になるぞという人が。
 - たとえばここに自分の写真を張りつけて利用するという方法もあるんですよ。落とした人が、たとえばある人が落とした。またある人が拾って、自分の写真から切り取って、この上から張って利用するというケースも出てきますよ。
 - だから、通勤寮からもらった場合は、ちゃんと持たせてもらっているんだから、きちんと管理して、使った後はちゃんと返すように。
 - たとえば自分で持っているときには、大事なものなんだから、大事なところにしまおうとか、そういうふうに工夫しないと、いつ悪用されるかわかりません。
- 根本的に、将来的にはカード化とかになっても同じことが言えると思います。
- 手帳そのものについて結構要望が出ました。これで次の議題に進んでもよろしいですか。

(「はい」という声あり)

- 最後、その他について、手帳も全部ひっくるめて何かありませんか。
 - もう少し使う人が勉強したほうがいいかなと思います。
 - うちにわかる簡単な字にしてほしいし、わからない人が手帳を使うとなると、字ぐらい読まないといけないことだかわかりませんし、それだから、やっぱり簡単な言葉を使ってほしいですね。
 - 使っている人がわからないときには説明してあげるにも、もうちょっと持っている人が勉強というか、もう少し一生懸命、何回か勉強会を開いてやっていけば、うちにでなく、今度こういう会議とかあったときには、会員のみなどかにもわかりやすく説明できるような状況をつくりたいなと思っています。
 - 僕も同じ意見ですけども、勉強会を開くのもそうなんですけど、各グループホームとかありますよね。その中でも勉強されていったらどうかなと思います。中には結構便利な使い方を、うまく療育手帳を利用している人もいますけれども、在宅の人にもどんどん、この手帳については勉強会というものをわかりやすくしてほしいなと思います。
 - 同じく療育手帳なんだけど、使うときに、いろいろな乗り物とかありますよね。いろいろなものに使ってみて、勉強というより、なれさすという方法もいいなと思いますね。
 - それもいいかもしれないですね。
 - 経験なんですけど、たとえば本人たちでどこかへ行く。たとえば札幌に行こうということになって切符を買いに行くときに、だれか1人手帳の使い方がわかっている人が一緒に行けば、その人たちも一緒に、買い方がわからない人も一緒について、こういうふうにするんだよと教えてあげるのも1つの勉強かなと思います。
- こちらの方の意見と同じなんですけど。僕も何回かそういう経験はしています。
- 自動車の免許を取るために、うちの障害者のやつをなるべくだったら1割引にしてほしいです。うちの障害者というものは、知ってる人で免許を取ったんですよ。ウン十万かかるってうわさを聞いていましたが、やっぱりそのウン十万を何とか、障害者に何とか、やっぱりわかりやすく

というわけで、自動車の免許を取る人たちに1割とか、そういうふうにするばいいんじゃないのかなと思います、どうでしょうか。

- そうですね。
- あと、たとえばここにも載っているんですけど、公営住宅の優先入居とか書いてあります。NHKの受信料減免とか書いてありますけど、たとえば住宅を借りるときとか、たとえば借りているグループホームとかの、たとえばその一部を使うとかありますよね。
自分たちの住んでいるグループホーム、たとえば物を使っていて、いかれたとか故障したときにもどうなんだろう。これを持っている人がいればどうなんだろうかなど。改築とか建て直しときに費用を少しでも減免をしてもらえないだろうかなと思うんですよ。
- もう1つ僕からなんですけれども、全国にいろんな、手帳を使うことによって制度がありますよね。北海道にはない制度もありますけれども、少しでもいいから制度を、ちょっとだけでもいいから国にはふやしてほしいと思います。
- あと何かありませんか。
- 車の税金が免除にならないって言ってたでしょう。あれ少しでもいいから免除になったらどうかと思って。
- これもやっぱり国の、さっき言った税の控除についてなんです、これも自動車税って入っていますよね。これもやっぱりうちの国民とか、一般の人とか払っているんだよね。
- 私が言ったのは、そもそもうちの知的障害者というのがあるんだけど、自動車免許を取る際に、うちだけ1割引という感じにしてほしいということだし、あともう1つなんですけど、つけ加えて言うんですけど、高速料金の問題なんですけど、これもやっぱりAの人じゃなくてBの人なるべく高速料金を同じに割引いてくれればいいんじゃないのかなと思います、どうでしょうか。
- 僕、何回か、札幌とか病院とか、いろいろその方面へ行くときは高速に乗って行くので、普通に値段を取られています。1割でも、少しでもいいから割引いてもらえれば負担が少なくなるかなと思っています。
- ほかに何かありませんか。
その他について出たんですけど、やっぱり僕たち障害者にも、国にちゃんとわかってほしい制度がもろもろありますけれども、きちんと要望も出たんだし、少しでも解決の糸口が見つかればなど、僕たち伊達わかば会はそう思っています。

これで療育手帳に対する意見、要望を語る会を終わります。皆さんご苦労さまでした。

—了—

徳島との会

- 療育手帳についてだけど、若竹の子はあんまりわからないと思うけど、草の実の子なんかよく知ってると思うから、オバタ君も知ってるわね。どういうことに使えるか。だから、そういう話し合いをしたいと思います。
これが来たのが武蔵野短期大学だから埼玉か。武蔵野学院というのが、療育手帳のことについて話し合いをしてくれというのでテープをとるから、みんなテープ嫌かもわからないけど、謝礼というか、1万円先に来てしまったので、話し合いするようになったのはそういうことです。
じゃ、話し合いをしたいと思います。
- いまから療育手帳のことについて話し合いをしたいんですが、療育手帳を乗り物とかでどんなふうに使われて、ここに書いてある資料の中だけでなく、ほかに使えるようなことを知っている人とかいますか。
- 若竹の子なんか、療育手帳ってどんなのって出てくるかもわからないから、療育手帳をソノさんのほうから見せてもらうようにするから。
通勤寮の子、イリエ君とかヒロヤマ君とか、ダイちゃんもそうだろう。タムラ君もハヤシ君もそうだろう。草の実の子はみんな持ってるね。
療育手帳の使い方というのは知ってるかな。
- 乗り物については知ってると思うけど、ほかに使えるような、療育手帳を持っている人の場で、どんなに使えるかというのを知っている人があったら意見とか言ってほしいんですけど。
- 悪いほうに使えるぞ。お金を借りたりできる。
電気製品とか、先払いせずに、10万だったら10万払わずにローンを組めるんです。
- そんなこと教えたらあかんぜ。
- たぶんしないと思う。そういうのができるけどあんまりせんようにな。言ったからってしたらあかんよ。えらいことになるぞ。これは電気製品を買うときだから大丈夫だと思う。悪いほうと違うから。ただ、電気製品を買うためにローンを組めるということや。どんなことしたらいいかな。療育手帳がもっといろんなものに使えたらいいのにということを、これ以外にもっと使えるような道があると思うから、これをちょっと話し合いをするようにしたいんです。ほかにあるかな。タクシーとか大体そうやけど、ほかに。
- 手帳の裏に第1種とか第2種って書いてあるやつで、チケットとか払うときに、1種の方は付き添いも両方とも半額になって。
- 割引があるということで、半額とも何とも書いてへんで。
- 50%ということは半額。
- 半額とは書いていない。割引って書いてある。
- 第1種の方は付き添いも本人も半額。
- 割引って書いてある。半額って書いてない。
- 割引ってことは半額でしょう。
- 草の実の子は自分で持ってるのかな。預けてるのかな。
- 行くときだけもらう。
- オクムラ君、自分で持ってるの。
- 持ってる。
- どんなことに使ってますか。
- 使ってない。

- オバタ君は。
- 僕は親が持っていますので。
- 使ったことはあるんですか。
- 使ったことはあります。
- 何に使いますか。
- 大体汽車に乗るときとかバスに乗るときぐらい。
- 汽車もいけるのか。
- 100キロなかったらだめ。どこまで行くんですか。
- 小松島なんですよ。
- 200キロなかったらだめなの。
- あかん。手帳見せたけど、あきませんって言われた。
- 小松島からやったら使えるわけですか。
- そんなことないやろ。
- 小松島からどこまで。
- 徳島です。
- バスじゃないですか。
- どこから乗って小松島まで使うんですか。
- サラミツから徳島までもあかんといったら、小松島から。
- 鴨島でもあかんのかしら。100キロないとあきまへんって。
- ヒラヤマ君は親が来るのか。
- JR 小松島はみんな使えるんだけど。
- オバタさんはどこか旅行に行くときに使った。小松島から徳島は100キロないから使えない。
- 近距離でも使えるのと違うのか。
- 1回障害者センターに行ったときに使ったことがあります。
- 近いじゃないか。
- 電車ですか、汽車ですか。
- バスだったと思います。
- さっき電車って言うたやん。
- バスのとき使ったと。
- 電車というのは、遠いところから100キロあったら使えるわけね。
- 100キロは徳島の端から端までない。
- 岡山まで行くんだったら使える。
- 療育手帳のコピーは使えない。
- 本物じゃないと。おれもあんまりわからんけど。乗らないから。だけど、これはもう交渉次第。療育手帳ちょうだいって、その日だけもらって帰る。
- その日になくなったらどないしよう。どない責任をとってくれる。
- 渡した人間が悪い。
- それもあるし、紛失する人もいるし。
- 親が来たり妹が来たりします。
- 徳島のともの会のほうは、みんな個人個人で持ってないので使い方があんまりわかりませんってテープにとっとけ。

- いま入ってるよ。完全に。
- 会長だけは持ってるけどね。
- いつ使うかわからんからな。
- 私もわからんから。
- 持っててもわからんものな。
- 持ってないです。
- 映画はコピーで行ける。
- 映画館はコピーでなくても、寮の名前を見たら入れるよ。割引で。前、全国育成の名前出したら全部行きよったもの。映画館は施設の名前を言うたら。
- 入れるよ。割引できる。
- 映画館とモトマチレコードとはいけるんよ。
- 買い物すると割引できる。
- たとえば映画館、遊園地の入場料、プール、紙屋か。
- ここなら北島もあるよ。
- 北島もあるしな。
- 北島ありますよ。
- 紙屋は無料になる。
- プールにあんまり行かんからわからんけどな。それから動物園、文化の森。文化の森というのは博物館と美術館、プラネタリウム。
- 天体。星座とか。
- シビックセンター4階。天井に星がいっぱい出てくる。それをいすに座って寝ながら見える。これは何々の星座ですって言うてくれる。あんまり割引できんだろう。300円。
- 300円ということは150円。
- 何で。半額って書いてないやろ。割引がありますだけ。半額にしたらもうけがない。
- 何ぼぐらいなるんよ。半額じゃなくて割引。
- 割引があるっていうだけ。
- 結構安くなる。たとえばアスティ徳島は半額。
- アスティにプラネタリウムがあるのか。
- プラネタリウムはシビックセンターの中でただになる。割引100%って書いてある。紙屋公園のプールも100%ただになるし、徳島城博物館も100%ただになる。
- それならいつでも行ける。
- 300円のところ100円か。150円。
- 鳴門のエディ館、あそこは半額。
- オオツカ美術館。
- 橋の記念館。
- ジュウロウベエ屋敷は半額。
- みんな言うておけ。療育手帳持たせてくれないから何も使えません。そうやろ。
- というところだけど、これ以外に何かあるかな。役員の間では、病院で使えるようにしてほしいとか。
- 交通のほうは全部言うた。
- JRは100キロを超えるときは、第1種が本人と援助者が50%割引。

- 通勤なんて全部2種やろ。一緒。
- 私、書いてへん。
- こんなの療育手帳見たってしょうがない。
- 10人おるかおらんか。
- 第2種だけいこうか。第2種が本人だけ。
- ほとんどみんな2種や。付き添い要らん。
- 第1種、本人と援助者が50%割引で、第2種、本人だけ50%割引。飛行機が第1種が本人と援助者が25%割引、第2種は本人だけ25%割引。タクシーが第2種。
- 違う。関係なし。
- 本人だけ10%割引やな。バスが第1種が本人と援助者が50%割引で、第2種、本人だけ50%割引。だから、広島ランプから乗ったら370円、そうしたら190円で行けるといこと。バスの割引、50%割引やからな。
- タクシーについては援助者が払うから、本人だけしか割引がきかない。
- 支援者が乗ったら、援助者が払うものな。
- 援助者が払いよる。本人はいつも払いよらん。だから、本人だけ乗った場合だけしか割引がきかん。
- そうだろうな。
- 付き添いの人も、払う人と払わない人がいるからな。タクシー券とかそんなんだって本人だけしか。
- おれもあんまりタクシー利用しよらんからわからん。バスを使うことが多い。バスのことはようわかるけど。
- タクシーをよう利用してる。
- そんなん言うたらだめや。
- 1月の30日までですか。
- 1月やな。
- 30日まで出すんだろ。
- あとは福祉サービス。
- 福祉サービスの援助を受けられる。
- どこにそんなの書いてあるのかな。
- 書いてない。いろんな福祉のサービスを受けれる。
- 福祉サービスの援助っておかしいわ。福祉サービスだけで。
- いろんな福祉のサービスを受けられる。グループホームとか。
- グループホーム施設を利用できる。障害基礎年金がもらえる。働くときに助成金がもらえる。
- 出る。
- 勝手に文章を変えんように。
- お金の管理や食事づくりなどのサービスを受けるなど。
- これも受けるでないな。受けられる。
- 4つ目の、働くときに助成金が出るというのはわかりますか。
- わかりません。
- 働くときに助成金が出る。
- これはどういう意味かな。

- 働いたりしたとき、職適があって、職適を受けるときに半分国から。これ言うていいんかな。
- 言うてええよ。
- 半分国から、半分職場から、訓練期間中のときに出ることがあって、そんなんまとめて助成金って言うんですけど。ちょっと違うんかな。
- この説明は、カレーライスと一緒にみんなまぎってしもうてる。職適というのは丸々くれるからな。いっこも出せへん。
- 出せへんわ。
- これは助成金やけど違う。
- 助成金とは違う。
- 会社からもらう。
- サノさん、ちょっと説明して。
- みんなが最初仕事を始めるときに、その仕事を覚えるまでの間、たとえば国とか県から直接みんなに、給料のかわりみたいなものをもらったりとか（A面終了）
- 3856。新しい。
- いつ発行したん。
- 平成6年3月3日や。
- 平成6年まで持ってなかったん。
- 持ってなかった。知らなかった。友達に教えてもろうた。
- 何で草の実に入れとったん。草の実に住んどったんやろ。草の実に住むということは、療育手帳が発行されてなかったら住めん。
- そんなことない。
- そんなことあるよ。これにも書いてあるで。福祉サービスや。療育手帳ないのに草の実とか入れるん。
- ほんまは入れん。
- 持っとったん違うか。
- おれは持ってない。
- そうしたら草の実とかオウギとか入れない。
- オウギなんて子どものとき。
- 障害教育手帳なかったん。
- あれは子どものときやからな。
- だけど、草の実おったんでしょ。
- このときはまだ18ぐらいでしょう。
- 18も関係ない。わいは17で。療育手帳がなかったから草の実とか、こういう施設に来れん。
- おれはそんなんもろうてなかった。
- 裏口じゃな。
- 裏口。
- だれぞが本当はつくっとったんや。向こうがつくっとったかどうか。
- それをくれんかっただけのことや。どっかいったけん。
- そうでないと、草の実とか、もらってないのに行けんだろう。健常者が利用できる場所と違うからな。療育手帳がないと健常者、健常者が施設で暮らす、これは詐欺罪。
- 詐欺違うぜ。いまちゃんと現に持ってるとやん。

- いまは持ってるけど。いま聞いたら不思議や。
- おれもそう思う。だって、平成6年まで一緒やったけど、あるとは思わなかったけん。
- 持っとったん違うか。
- 持っとったかもわからん。おれが知らんだけのことで。
- 入所だろ。だったら、療育手帳持っとらないかん。
- オウギから行ったからな。
- 草の実のほうはつくっとったん違うの。職員が。
- 草の実を出るといので、それを返したのかな。
- そうかもしれん。あんまりわからんけど。まあこれでもええわ。
- 書きかえるときとかに。
- 書きかえてないぜ。
- 書きかえ違うぜ。
- 新しいのに。平成6年に発行してる。
- たぶん再発行よ。
- だからもう5年ぐらい前。もう6年目になってる。
- 平成6年ということは、通勤寮の何になる。
- おれもあんまりわからないんやけどな。
- ほかにどういうことに使えたらいいかなということがあるかな。
- 散髪とかに使えるといい。
- 美容院とか散髪。
- 病院は書いとるな。
- 病院やなくて美容院。
- 保険証でちょっと安く使えるように。
- まあ安いけどな。おれが行ったとき何ぼやったかな。あんまり覚えてないけど。
- これもろうたときに読んでたんですか。
- それは別じゃ。切断したほうがよかったかもわからん。
- 国保が3割、社会保険2割だもんな。あんまり変わん。
- ほかにないですか。
- ほかにありませんか。何かに使えたらいいなと思うようなこと。
- ユリエちゃん、ほかにあるか。散髪とか、それ以外に使うもの。
- 船もいけるよ。
- これには書いてない。
- 使えたらええなと思うことがある。
- あんまりとてつもないこと言うてもな。療育手帳見せたら、立入禁止の場所に入らせてほしい。たとえば宮内庁とか、天皇陛下に会わせてくれ。
- 国会議事堂も。
- 国会議事堂とか厚生省、郵政省とか、療育手帳見せたら会える。大蔵省とか。下っぱと話を通さんと、アポなしで直接会える。総理大臣に会わせてくれと言ったら、これを見せたら会える。
- すごい考えやな。
- これはあかんと言われるぞ。
- あかんと言われたら、済みませんでした。

- ニシカワ君、言うてみて。
- 野球の入場券。
- これ使ったら入場券割引できるよ。徳島に球場がないけん使えんだけで、甲子園や、地元のあるところは全部使えるよ。
- そうしたら見に行くやろ。ダイちゃん。阪神戦見に行くやろ。
- 阪神戦見に行こう。
- これを使うと競馬場へ行けるように。
- どんどん見に行ける。
- 徳島にメインの球場がないけん、徳島では使えんわ。ナント球場でも使えるん違うか。
- サッカー見に行くんだったら。
- たぶん使えると思うけど、球場によって割引がどれぐらいかは違うと思う。阪神は高いかもしれんし、オリックスやったら安いかもしれん。
- 要らん。オリックスは要らん。言うて悪いけどオリックスは要らん。
- ほかに何かありますか。
- 大体こんなもんやろ。
- 高速のパーキングエリアのサービス。サービスエリアの。
- これは要るわな。車は乗る者はな。
- 徳島に高速できてしもうたからな。
- これも要るわな。車に乗るとる人は。
- 船はいつも割引きかん。
- ききよる。
- 出とらんもん。
- 船は割引きくかな。
- あるん違うかな。
- あるん違うかなって、調べといてくれな困るがな。
- 会社によって全部違うんよ。
- おれは和歌山へちょっと行ってきたんよ。そのときでもちょっと割引きいた。
- あります。
- あるんならあるって、さっきから言えや。
- 言おうと思うたけど、ほかのこと言いよったんやな。
- 療育手帳をみんな持ってないので、この問題はあんまりわかりませんでした。以上。

—了—

知的障害児・者の障害認定の基準と入所判定に関する総合研究

(児童相談所における障害認定と入所判定基準のあり方に関する研究)

分担研究者

宮城県中央児童相談所

本 間 博 彰

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

児童相談所における障害認定と入所判定基準のあり方に関する研究
— 知的障害の医学判定のあり方および乳幼児期からの支援とその判定について —

分担研究者	本 間 博 彰	（宮城県中央児童相談所）
研究協力者	細 川 徹	（東北大学教育学部）
	近 藤 弘 子	（侑愛会おしまコロニー）
	井 出 浩	（神戸市児童相談所）
	只 野 文 基	（宮城県中央児童相談所）
	安 部 計 彦	（北九州市児童相談所）
	岡 本 正 子	（大阪府中央子ども家庭センター）
	薄 田 祥 子	（新潟県中央児童相談所）
	藤 田 美枝子	（静岡県中央児童相談所）
	安 井 由 紀	（宮城県中央児童相談所）

研究要旨 児童相談所における知的障害の医学判定のあり方、入所判定基準そして乳幼児期から始まるべき知的障害の支援について検討した。特に医学判定に関しては児童相談所に常勤職員として勤務する精神科医師による判定の実際をもとに検討した。行政用語である知的障害の定義をもとに医学的な視点を加えて、知的障害の実際的な判定のあり方をまとめた。入所判定の基準については、対象児のニーズに軸をおき、このニーズに施設がどのように応えるべきかという視点で検討を行った。乳幼児期からの支援については、全国の児童相談所の協力を得てアンケート調査を行った。乳幼児健診と精神発達精密健康診査が知的発達障害一般にどのような支援を行ってきたか、今後どのように関わることが望ましいかという視点で検討を行った。

1. 本研究の視点と方法

1. 研究の視点

本研究は、児童相談所における障害認定と入所判定基準のあり方について現状の問題点と今後の方向性を検討考察したものである。それは、知的障害児が社会的な援助を受けるためには、必ずと言っていいほど児童相談所の判定や指導的な係わりを必要とするからである。また、知的障害児を取り巻く社会支援システムも、この

20～30年の間に大きく変わり、特に昨年法律改正により、「精神薄弱」から「知的障害」に名称が変更されたことよって、知的障害の領域に今一度適切な関心を向け、同時に援助等のコンセプトのあり様を点検することが必要になったのである。こうした大きな変化の時期において、知的障害児に対する援助支援の入り口に立つ児童相談所は、その原点をなす判定という業務のあり方と方法についてより現実的なものとするべく検討する必要に迫られているものと考えられ

る。このため、平成11年度の研究では、特に知的障害の医学判定のあり方および乳幼児期の支援とその判定について取り組んだ。

2. 研究方法

本研究のテーマは、大きく二つに分かれ、一つは児童相談所における知的障害の医学判定のあり方について検討するものであり、もう一つは知的障害について乳幼児期からの包括的な指導支援と判定の現状とあり方について検討するものである。知的障害については、子どもが幼い時代であればあるほどに親業を始めて間もない親にとっての支援が必要になり、また乳幼児期は発達のテンポの早い時期であるがゆえに専門的な援助には多くの学術的な知識や技術が求められることになる。また、児童相談所の他にも乳幼児期からの発達相談に関わる、保健所や療育センターなどの機関があり、これら機関の提供する援助支援には児童相談所の判定が必要になる場合も多く、このため乳幼児期の知的障害児の判定と支援の実状と今後の展望を検討するというものである。医学判定については、研究協力者とともに、児童相談所の医学的な判断の現状を議論し、次いで児童相談所に常勤精神科医師として勤務する方々の協力を得て現状の確認と検討を行った。乳幼児期の知的障害児の判定と支援の実状と今後の展望についてはアンケート調査を行った。

II. 知的障害の医学判定について

知的障害の相談において医学判定を必要とする業務は以下ようになる。

- ① 療育手帳
- ② 特別児童扶養手当診断書
- ③ 知的障害児施設入所時における医学判定
- ④ 重症心身障害の医学的判定
- ⑤ 自閉症や類似の発達障害の診断と判定
- ⑥ その他心理学的な視点では評価困難な発達障害

以上の業務について、知的障害と医学判定の関わり、あるいは知的障害の認定に関して精神科医師がどのような役割を果たしているのかについて特に重要な部分について概略的に述べる。このテーマは児童相談所に常勤精神科医師として勤務する者によって検討されたものである。

(1) 療育手帳の判定においては、BをB1、B2に分けて認定している場合、B1は特別児童扶養手当2級に相当するため、認定には専門的な視点からの判断を要することが多い。単純に知能検査による数値のみでは認定は困難であるため、知的能力の障害の程度を社会性の発達、対人関係の発達、自我の発達などから判断する必要性があり、精神科医師の診断や判断に頼らざるを得ない。特に自閉症においては、知的能力の障害程度を判定するための定量的な指標がないので、コミュニケーションの能力や問題行動の内容と構造などを前述の能力に加えて、障害程度を判断することになる。精神遅滞においても同様で、知能指数のみで知的障害の程度を判断することはできない。注意欠陥多動障害を合併していたり、自傷などの問題行動などを伴っている場合には、人格の発達程度や自我の統制能力などを考慮に入れて、知的能力の障害程度を判定することになる。知能検査では軽度の数値を示していたとしても、知的障害の程度を包括的に判定したときにB1とする場合があるのである。また、知能検査で境界域知能と測定された場合でも、全体的な判定により軽度知的障害とされる場合がある。

常勤の精神科医師を抱える児童相談所においても申請された療育手帳の判定すべてに医学判定を行うことは、不可能ではあるが、精神科医師が日常的に判定業務に関わり合うことで、医学判定の手順は簡略化されているものの療育手帳の判定全般において医学的な関わりがなされていることになる。そして心理学的判定で障害程度認定に適切な判定ができない場合、あるいは精神遅滞以外の発達障害や精神医学的な問題を持つ場合には、適宜医師による診察や検討がなされるなど医学判定を行うことが必要となる。

(2) 知的障害に対する支援は、学齢期においては福祉分野の支援のみならず、教育サイドの実際的な支援が受けられるようになることが望まれるのであるが、福祉サイドと教育サイドの間には今なお溝があることが多い。この溝を埋めたりあるいは調整するためにはより専門的で包括的な見識が必要であるため、その役割が精神科医師に求められるところである。

(3) 知的障害の判定や程度認定に関しては、本人から把握されるデータのみならず、保護者や指導教育に関わる周囲の人間のケアや指導の困難度も劣らず重要な要素となる。簡単な言い方をすれば、周りの人がどれだけしんどいかといった情報が専門的に整理されてはじめて知的障害の内容や程度が把握されるのである。具体的には、注意欠陥多動、強迫症状、自傷などの行動面に現れた問題を十分に考慮に入れて知的障害の程度を把握することになる。そして、この課題に十分に対応するためには、入所施設（入院施設）における臨床経験を含めた幅広い専門性が必要になる。

1. 医学的判定について

(1) 判定の基本的な考え方について

判定についての基本的な考え方について簡単に述べる。ある問題を抱えた援助対象者が、適切な社会的生活を営み、かつ、抱えた問題を解決することを目的に以下の評価を行うことを判定と言うのである。対象者がこの目的のために、どのような能力を有し、あるいは抱えた問題を解決するために必要な能力がどれくらい欠けているか、そしてその課題を達成する上でどのような支援を必要とするかを評価することを判定という。

判定には、判定の作業を確実にするため以下の項目について把握されている必要がある。

① 援助支援の事由

経済的支援

教育（保育）に関する支援

就労および社会生活に関する支援

② 心理学的評価（現時点での知的能力に対する評価）

知的能力

社会的能力（対人関係など）

③ 社会生活評価

ADL

就労およびそれを維持する能力

④ 医学的診断

(2) 医学的診断と判定について

医学判定の最初のステップでは、知的障害の背景あるいは要因となる精神遅滞の診断をすることにある。次いで、知的障害に合併している医学的問題としての、自閉症や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの他の障害の診断を行うことになろう。心理診断や社会的な評価をもとに、多面的な視点で、知的障害の包括的な判断を行うことになる。例えば、高機能の自閉症で、高い知能を示したとしても、社会的生活を送る上で量的質的に支援を必要とする状態であれば、それを総合的に判断することが必要になる。この役割が医師に求められる。社会的能力や対人関係の能力を含めることが知的障害という用語に内包された意味と考えられることから、十分な訓練を受けた医師が純粋に医学的な診断をするのみならず、より社会的福祉的な視点に立った判断をしなければならないであろう。

2. 知的障害の診断について

(1) 知的障害の定義

知的障害の定義は平成10年度の研究で提案されたように、以下の条件からなる。すなわち、

① 知的発達に遅滞が認められ、

② そのために日常生活に支障をきたし、

③ 特別な支援を必要とする状態、

が知的障害と位置づけられる。

さらには障害認定の基準として、発達障害の程度と生活困難度を組み合わせ、障害等級を1級ないし2級のいずれかに判定することを提唱したものである。

ここで言う知的障害の定義は、行政（法律）

用語としての知的障害に対する定義であって、知的障害と医学的用語との関係においては、これを精神遅滞とほぼ同意語とされるものと理解されているが、医学用語の精神遅滞が表す臨床実体 (Clinical entity) と全く同一であるかについては議論の余地を残す。加えて、障害福祉の臨床現場においては、知的障害に関わる支援要請に応じてゆくためには精神遅滞にのみ限定した理解に止まらず、何らかの知的発達障害を伴う他の障害をも知的障害の中に含めて対応することが求められていることを十分に考慮する必要がある。以上から、著者は発達障害を伴う自閉症や ADHD についてもそのために日常生活に支障をきたす状態であれば知的障害のカテゴリに含めるべきと考える立場にある。

(2) 知的障害の医学診断

知的障害の医学的判定をする順序としては、第一に医学的な観点からどのようなカテゴリの発達障害であるのかを診断することが必要になる。一般的にはこれを DSM-IV や ICD-10 の I 軸に記載されている発達障害の診断分類の中から判断することになる。次いで、II 軸の診断分類から精神遅滞 (Mental Retardation) の診断をすることになる。こののちに日常生活の支障の程度を診たてるのであるが、これは心理判定や他の社会的診断を考慮に入れて行うことになる。よって自閉症や ADHD などの発達障害についてもこれに付随する知的障害がどれほど日常生活に支障をきたしているかを診てゆくのである。

このとき知的障害の程度を現す一指標となる知能指数 (IQ) や社会性の発達についても評価してゆくことになる。実際、知能指数はある領域の能力を数値で表したものであって、知的能力の全体を正確に表すには限界がある。よって知的能力は知能テストによって測定した数値のみならず、社会的な発達や対人関係および自己の統制能力などの要素を多面的に検討して把握されるものであると考えられる。従来は便宜上知能テストによって数量化された知能指数が知

的能力の障害程度を推し量る物差しのごとくに使われてきたきらいがある。よって、こうした複合的なものに整合性を保ちながら判定という作業をする心理判定員や医師には、知的障害に関する幅広い経験と専門性の高い知識を有していることが基本的な条件となる。

さて、知的障害の実際的な医学判定を行うには、精神遅滞の診断をしなくてはならない。以下に精神遅滞の診断および判定についての現在の学問的見解をまとめておく。

精神遅滞についての一般的な医学判定について

A. 知的能力に関して

平均的な生活を営む上で支障をきたすような知的な問題が存在するかを、診断的面接を通して把握する。生活歴や日常生活の内容を聴取することでおおよその知的能力の程度を把握することになる。知能検査の結果を補助的に用いて、臨床的な評価を確認することになる。

B. 適応不全に関して

医学的な判定を必要とする事由の把握をするとともに、その事由が発生してきた背景や理由を明らかにすることで、適応不全の有無とその内容が把握される。しかし、適応とは、個人の能力と個人の生活する環境の相互関係によって規定されるため、適応不全すなわち「生活のしにくさ」という内容は、時代の影響を受ける。こうした時代性を構成する社会的文化的要素を一定の整合性を保ちながら評価するのはかなり難しいと言わねばならない。これをカバーするには、先に述べたように知的障害に関する幅広い経験と専門性の高い知識が必要になり、担当する医師の経験や資質に掛かるであろう。

(3) AAMR について

我が国の精神遅滞の概念や知的障害の考え方に関して AAMR の考えは大きく影響を与えてきた。AAMR の考え方や障害の把握の仕方をできるだけ簡単にまとめて資料 4 に記した。